

## 防音性能等に係る規制の事例

自治体名	根拠	制度の概要	対象道路名	具体的な規制内容等	実施件数等									
神戸市 (兵庫県)	神戸市自動車 公害防止条例 S51.4.1公布	市長が沿道保全区域指定 (告示)  沿道保全区域内に譲渡又 は賃貸を目的とする主と して住居の用に供される 建築物のうち、長屋、共 同住宅を建築しようとする 場合、建築主は敷地、 構造、設備等について自 動車公害の防止措置を講 じなければならない	国道2号  国道43号  阪神高速神戸西宮線  第二神明道路	(1) 遮音等級1級の区域 確保すべき遮音量 30dB以上  (2) 遮音等級2級の区域 確保すべき遮音量 25dB以上  保全区域の区分(道路端からの距離) <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路構造</th> <th>1級</th> <th>2級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面道路</td> <td>0~10m</td> <td>10~20m</td> </tr> <tr> <td>高架道路</td> <td>0~20m</td> <td>20~50m</td> </tr> </tbody> </table>	道路構造	1級	2級	平面道路	0~10m	10~20m	高架道路	0~20m	20~50m	平成6年~平成10年度 合計 247件
道路構造	1級	2級												
平面道路	0~10m	10~20m												
高架道路	0~20m	20~50m												
尼崎市 (兵庫県)	尼崎市民の環 境をまもる条 例 S48.3.31公布	市長が自動車騒音防止地 域を指定(告示)  自動車騒音防止地域内に 譲渡又は賃貸を目的とす る主として住居の用に供 される建築物のうち、長 屋、共同住宅を新築しよ うとする場合、建築主は 自動車騒音の防止措置を 講じなければならない。	県道米谷昆陽尼 崎線・県道尼崎 宝塚線・県道尼 崎池田線、国道  国道171号線  国道43号線   名神高速道路	道路端から水平距離10m以内  道路端から水平距離20m以内  道路端から水平距離60m以内 の地域で、40~60m以内の地 域では、地盤面から高さ6m以 下の空間除く  官民境界から50m以内の地 域で、0~10m以内の地域では 地盤面から高さ3m以下、10~ 50m以内の地域では地盤面か ら高さ6m以下の空間を除く	25dB以上の遮 音量を確保  25dB以上の遮 音量を確保  20m以内は 30dB以上、そ の他は25dB以 上  20m以内で高さ 6m以上は30dB 以上、その他 は25dB以上	特定建築物の届出件数 (H10年度末現在) 合計 3,664件								

自治体名	根拠	制度の概要	対象道路名	具体的な規制内容等	実施件数等
八尾市 (大阪府)	八尾市公害防 止条例 S54.10.1公布	市長が、指定道路の車道 から幅10mの範囲を緩衝 地帯として定める  何人も、上記緩衝地帯へ 譲渡又は他人に使用させ ることを目的とする住居 の用に供される建築物を 建築してはならない。た だし、規則で定める構造 基準に適合する場合はこ の限りではない。	国道170号  府道大阪中央環 状線	緩衝地帯に建築可能な構造基準 (1) 壁、屋根及び床は、コンクリート材又はこれと同等 以上の防音効果を有する材料を使用し、隙間の生じ ない構造とすること  (2) 窓及び出入り口は、二重構造又はこれと同等 以上の防音効果を有する構造とすること  (3) 主要な居室内は、適切な吸音処置及び防音を 考慮した換気上有効な措置を講ずること	申請件数 (H10年度末現在) 合計 2件